

# 参議院建設、地方行政委員会連合審査会會議録第一号

昭和四十一年三月二十九日(火曜日)  
午前十時五十六分開会

### 委員氏名

#### 建設委員

- 委員長 中村 順造君
- 理事 石井 桂君
- 理事 稲浦 鹿藏君
- 理事 山内 一郎君
- 理事 小酒井義男君
- 理事 青木 一男君
- 理事 内田 芳郎君
- 理事 大森 久司君
- 理事 奥村 悦造君
- 理事 小山邦太郎君
- 理事 平泉 涉君
- 理事 森田 タマ君
- 理事 米田 正文君
- 理事 竹田 現照君
- 理事 達田 龍彦君
- 理事 前川 且君
- 理事 村田 秀三君
- 理事 白木義一郎君
- 理事 片山 武夫君
- 理事 春日 正一君

#### 地方行政委員

- 委員長 林田 正治君
- 理事 小林 武治君
- 理事 沢田 一精君
- 理事 加瀬 完君
- 理事 原田 立君
- 理事 小柳 牧衛君
- 理事 郡 祐一君
- 理事 高橋文五郎君
- 理事 竹中 恒夫君

出席者は左のとおり。

#### 建設委員

- 委員長 津島 文治君
- 理事 天坊 裕彦君
- 理事 鍋島 直紹君
- 理事 占部 秀男君
- 理事 鈴木 壽君
- 理事 林 虎雄君
- 理事 松澤 兼人君
- 理事 松本 賢一君
- 理事 二宮 文造君
- 理事 市川 房枝君

#### 委員

- 青木 一男君
- 大森 久司君
- 平泉 涉君
- 米田 正文君
- 竹田 現照君
- 達田 龍彦君
- 前川 且君
- 白木義一郎君
- 片山 武夫君
- 春日 正一君
- 林田 正治君
- 小林 武治君
- 沢田 一精君

#### 委員

- 原田 立君
- 小柳 牧衛君
- 高橋文五郎君
- 津島 文治君
- 天坊 裕彦君
- 占部 秀男君
- 鈴木 壽君
- 林 虎雄君
- 松澤 兼人君
- 松本 賢一君
- 市川 房枝君

#### 國務大臣

- 建設大臣 瀬戸山三男君
- 自治大臣 永山 忠則君

#### 政府委員

- 總理府総務副長 細田 吉藏君
- 内閣總理大臣官房陸上交通安全調査室長 宮崎 清文君
- 警察庁長官 新井 裕君
- 警察庁交通局長 内海 倫君
- 建設省道路局長 尾之内由紀夫君

#### 事務局側

- 常任委員会専門員 鈴木 武君
- 常任委員会専門員 中島 博君

#### 説明員

- 自治省財政局財政課長 佐々木喜久治君

本日の會議に付した案件  
 ○交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案  
 (内閣提出、衆議院送付)

〔建設委員長中村順造君委員長席に着く〕

○委員長(中村順造君) ただいまから建設、地方行政連合審査会を開会いたします。  
 先例によりまして、私が連合審査会の委員長の職をつとめます。  
 それでは、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案を議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言を願います。  
 ○鈴木壽君 交通対策本部の関係で最初にお聞きしたいのですが、実は本部長である総務長官にお聞きしたいと思っておりますが、まだ見えられませんか、副長官のほうにお伺いをいたします。

交通対策本部ができて、いろいろ交通対策、特に交通事故対策、これを全般的な立場から進めてまいったというふうな考えておりますが、現在交通対策本部として、というよりも、むしろ政府として、一体交通対策の上で特に事故対策、こういう点で基本的に考えられている点をひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

○政府委員(細田吉藏君) お答え申し上げます。  
 本日交通対策本部長でございます安井総務長官が予算分科会の方の質疑がございまして、出席をいたしております関係で、私は副長官の細田でございますが、かわつてお答え申し上げます。

まず、ただいまお尋ねがございました交通対策本部としての基本的な考えを申し上げます前に、御参考までに最近の交通事故の状況につきまして、ごく簡単に申し上げますが、昭和四十年の総事故件数は約五十八万件ございまして、昭和三十年を一〇〇といたしますとおおむね六〇〇、六倍という事故の増加になっております。

その中で特に私も最も重点を置いております人命の見地からいたしまして、死者の数でございますが、これが昨年昭和四十年は約一万二千五百、

一万二千四百八十四名でございます。昭和三十年当時と比べますと、約二倍に近い、二倍弱という、非常に大きな死者数を出しておるのでございます。ただこの死者数は、昭和四十年におきましては、前年度の昭和三十九年に比べまして六・三％の減少になりました。三十年以来ずっとほぼ上りカーブでございまして、間て若干の、大体前年同数くらいにございましたが、昭和四十年初めてやや減少を見ておるような次第でございます。負傷者につきましては、昭和四十年四十二万五千人という膨大な負傷者でございます。これは昭和三十年を一〇〇といたしますと、約五倍に近い数字になっておるわけでございます。ただ一番問題になっておるわけは自動車でございますが、自動車が、昭和三十年当時比べまして五倍四分、七百九十万台ほどになっておるわけでございます。自動車が千台当たりの件数といたしましては、昭和三十年度が六四でございます。これが逐次ふえまして、一番ひどいございましたのは、昭和三十四年、五年、このころには自動車千台当たり百三十四件というふうなピークがございましたが、自動車の台数の増加と事故との関係では、昭和四十年度は七一、死者につきましてはこの率が非常に低いものになっておりました。昭和三十年当時四人四分でございます。昭和四十年は一人六分、こういうことに相なっております次第でございます。

まあ、以上はきわめて概略の事故の趨勢の数字でございますが、依然といたしまして、交通安全の問題は、個人の不幸をこえた非常に大きな社会問題であることは、もう申し上げるまでもございません。交通安全本部といたしましては、人命尊重の見地よりいたしまして、全力をあげて交通事故防止の徹底をはかる気持で、ずっと仕事を続けてまいっておるわけでございます。

交通安全本部は、御承知のように、総理府総務長官を本部長といたしまして、関係各省の次官、また警察庁長官、こういった方々を部員にいたしまして、そのつど次官会議に引き続きまして、し

ばしば開催をいたしておるのでございますが、さらにその下の機構といたしまして、官房審議室長を中心に……失礼いたしました。

○鈴木壽君 ちよつといま私聞きしているのは、そういうことではなくて、交通安全対策、特に交通事故防止対策について考えておるところをひとつ……

○政府委員(細田吉蔵君) 承知しました。そういうことではしばしばやっておるわけでございます。基本的な考え方について申し上げたいと思ひます。

第一番目は、交通事故防止についての長期的かつ総合的な対策を樹立することを本部として第一義に考えております。現在各関係の各省庁におきまして、それぞれの分野で交通事故防止対策を立てて、諸般の施策を実施しておりますが、交通事故防止の徹底をはかりますためには、どうしても総合した基本的長期計画を樹立する必要があるわけでございます。これを中心に総理府の交通安全調査室が手がけておるわけでございます。全般的な長期計画というものをまだ樹立するところまで至っておりませんけれども、たとえば国会に出ておられます交通安全施設等の整備事業に関する三カ年計画の緊急措置だとか、あるいは踏切道の改良促進法を延長いたしました、踏切道に対する今後の五カ年計画を樹立するとか、こういったようなことは部分的に始めておるわけでございます。私もといたしましては、ほんとうの意味で一切を総合した基本的な長期計画を樹立する必要があると考へ、鋭意努力をいたしておる次第でございます。

第二番目は、何と申しましても予算の重点的な投入が必要でございます。交通事故防止対策、非常に広範にわたっておるのでございまして、多額な予算が必要でございます。本年は全額では千四百五十二億、昭和四十一年度の交通安全関係の予算を組んでおります。もつともこのうちで自動車損害賠償保険の關係の費用がございまして、これを除きますと大体四百億程度の予算を投入を

いたしておりまして、昨年の昭和四十年度に比べて三九％という増加になっておる次第でございます。これらの詳細につきましては、お尋ねがございましたら、後ほど安全調査室からお答えを申し上げたいと思ひます。

第三番目といたしまして、交通事故防止につきまして、何と申しましても国民各層の積極的な参加体制を確立したなければならぬわけでございます。政府の施策のみでは、交通事故防止が達成できません。ほんとうに一体となつて強力な交通安全をやつていかなければならないことは、もう申し上げるまでもございませぬ。この意味におきまして、昨年は二回にわたりまして交通安全国民会議を開催いたしました。総理大臣も出席し、各方面の権威の方々にお集まりをいたしまして、国民会議を開いたわけでございます。さらに全国交通安全運動の強力な実施をいたす、こういうふうなことで、交通事故防止に国民が積極的に参加をしていただくような体制を、今後とも続けてまいりたい、かように思つておるわけでございます。

最後に、交通事故防止についての具体的な対策でございますが、昨年一月、交通安全本部において決定をいたしました交通事故防止の徹底をはかるための緊急対策を、引き続き強力に推進してまいりたい考へてございまして、この対策を推進いたしますにあたりまして、当面道路利用者のうちで最も弱い立場にございまして、また交通事故による死者の非常に大きな部分を占めております歩行者の保護につきましては、特に重点を置いてまいりたい、かように考へておる次第でございます。たいへん意を尽くしませんが、基本的な考え方について申し上げた次第でございます。

○鈴木壽君 いろいろお話を承りましたが、この交通安全本部ができましたのは、たしか三十五年だと思ひます。その前には交通事故防止対策というふうな名前でのものがございましたが、正式にいまの名前になったのが三十五年の十一月だったと思ひますが、まあ現在まで相当な時日を経過しておるわけなであります。そこで実は

私、端的に申し上げますがいろいろな会合をやつて、あるいは政府内部の各省庁との連絡をとり、総合的な対策を講じると、こういうふうなことをやつてまいりましたけれども、なかなか効果的な対策と申しますか、そういうものが出来なかつたんであります。しかしいまおっしゃられたものとして、昨年の一月にいわば緊急を要するものとしての対策というものが立てられました。それがまたすぐ四十年度において実施されるかというところではないに、まあ今度出てまいりました。それが新しい年度においてようやく充足すると、そういうふうな形になってきておりました。どうもテンポが少しのろいんじゃないだろうかと思つてあります。まあそれはともかくとしてですね、そうしますと今度出てまいりましたこの緊急措置の法案、これは対策本部として考へておりました交通事故防止の徹底をはかるための総合的な対策としての第一段である、こういうふうな考へてよろしゅうございませぬか。

○政府委員(細田吉蔵君) 今回の交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法案並びにこれの裏づけになっております予算がついておるわけでございますが、これにつきましては、法案の提出その他につきましては、建設省並びに自治省が中心になっておられるわけでございますが、基本的には、先ほど申し上げました昨年一月の交通事故防止の徹底をはかるための緊急対策についての道路及び交通関係の整備拡充という一番劈頭にございましてこの項目の実施といたしまして、主として両省で計画をされるわけでございます。緊急対策の重要な一環をなしておると考へておる次第でございます。

○鈴木壽君 ですから、緊急対策の重要な一環というものは、私が先ほどお聞きしましたように、緊急対策というものが立てられ、それが発表になっておりましたけれども、特別目に見えるような実施計画、あるいはそれに基づくところの事業の推進というふうなものがなかつたと思つたのであります。今度この法律をつくりまして、これによつ

て、昨年の一月にいわば緊急を要するものとしての対策というものが立てられました。それがまたすぐ四十年度において実施されるかというところではないに、まあ今度出てまいりました。それが新しい年度においてようやく充足すると、そういうふうな形になってきておりました。どうもテンポが少しのろいんじゃないだろうかと思つてあります。まあそれはともかくとしてですね、そうしますと今度出てまいりましたこの緊急措置の法案、これは対策本部として考へておりました交通事故防止の徹底をはかるための総合的な対策としての第一段である、こういうふうな考へてよろしゅうございませぬか。

○鈴木壽君 ですから、緊急対策の重要な一環というものは、私が先ほどお聞きしましたように、緊急対策というものが立てられ、それが発表になっておりましたけれども、特別目に見えるような実施計画、あるいはそれに基づくところの事業の推進というふうなものがなかつたと思つたのであります。今度この法律をつくりまして、これによつ

て、昨年の一月にいわば緊急を要するものとしての対策というものが立てられました。それがまたすぐ四十年度において実施されるかというところではないに、まあ今度出てまいりました。それが新しい年度においてようやく充足すると、そういうふうな形になってきておりました。どうもテンポが少しのろいんじゃないだろうかと思つてあります。まあそれはともかくとしてですね、そうしますと今度出てまいりましたこの緊急措置の法案、これは対策本部として考へておりました交通事故防止の徹底をはかるための総合的な対策としての第一段である、こういうふうな考へてよろしゅうございませぬか。

て、昨年の一月にいわば緊急を要するものとしての対策というものが立てられました。それがまたすぐ四十年度において実施されるかというところではないに、まあ今度出てまいりました。それが新しい年度においてようやく充足すると、そういうふうな形になってきておりました。どうもテンポが少しのろいんじゃないだろうかと思つてあります。まあそれはともかくとしてですね、そうしますと今度出てまいりましたこの緊急措置の法案、これは対策本部として考へておりました交通事故防止の徹底をはかるための総合的な対策としての第一段である、こういうふうな考へてよろしゅうございませぬか。

て、昨年の一月にいわば緊急を要するものとしての対策というものが立てられました。それがまたすぐ四十年度において実施されるかというところではないに、まあ今度出てまいりました。それが新しい年度においてようやく充足すると、そういうふうな形になってきておりました。どうもテンポが少しのろいんじゃないだろうかと思つてあります。まあそれはともかくとしてですね、そうしますと今度出てまいりましたこの緊急措置の法案、これは対策本部として考へておりました交通事故防止の徹底をはかるための総合的な対策としての第一段である、こういうふうな考へてよろしゅうございませぬか。

交通安全施設等の整備を中心にした、いわば対策を立てていくんだ、こういう意味でのいわば政府がきめました対策の第一回目、それだ、というふうに考えていいわけなんです、この点どうですか。

○政府委員(細田吉藏君) 交通安全対策の項目というものは、非常に広範にわたってあるのでございまして、これまでも、たとえば西宮で例のタンクローリーの事故がございました。これなどは危険物の問題その他のいろいろな問題がございまして、こういう一つの例でございしますが、こういう危険物の運送、こういうものに関しまして交通安全の見地からいろいろ実施したとか、個々にはいろいろいたしておるのでございますが、やや統一的なまとまった施策としては、いまおっしゃいましたように、今回の施策がいわば初めてと申してもよいのではないかと、かように考えております。

○鈴木壽君 さつき対策本部で考えておることについてのお話の中に、長期的な計画、そして総合的な計画で実施してまいる、そのためには予算の重点的な投入を行なつてと、こういうふうなお話でございました。そういう意味で今回の緊急措置法が三年というふうなことで発足するようでありますが、長期というのかどうか。いずれ単年度のそれからしますと、長期と言つてもいいでしよう、そういうような意味で政府がほんとうに交通安全防止対策として踏み出したんだ、これが第一歩なんだというふうな思われるわけなんです、それがそうであるのかないのか、いやもつと別に考えているんだ、こういうのであるのかどうか、そこら辺をひとつ。

○政府委員(細田吉藏君) おっしゃるとおり考えていただいて差しつかえないと思っております。私どもはさらにほかの有効な施策については、追っかけて長期的な計画を実施に移していきたい、かように考えておる次第でございます。

は、今回の特別措置ですが、安全施設の整備を中心にし、しかも、建設省関係のもの全部でございませぬ。それから警察庁関係のものも公安委員会関係のもの、こういうふうになつておるわけなんです。ところが、政府が昨年一月に発表いたしました緊急対策には、警察庁関係で担当すべきもの、運輸省で担当すべきもの、建設省で担当すべきもの、あるいは科学技術庁等で研究等をしなければならぬという問題、こういう幾つかの省庁に分かれた、そうしてその省庁が責任を持ってこれをやっていくのだ、こういうふうな対策を発表しておられます。それが今度さつきからお話がありましたように、一本化した形でやっていたのだらうと思つて、がしかし、それにいたしまして、どうも安全施設というものを一つ取り上げただけでも、これは、たとえば運輸省関係、建設省関係の踏切道についての問題、あるいは立体交差道の問題、こういう問題もなければ、何か信号機をつけるとかガードレールを取りつけるといふことだけで、これはたして総合的な計画と言われるのかどうか、こういうことに私は疑問を持つわけなんです。ですから、そこら辺のところをもう少しはつきりお伺いしたい、こう思つておるわけなんです。

○政府委員(細田吉藏君) ただいま御指摘がございましたように、これでは非常に限られた部分ではないか、おっしゃるとおりと思つておるわけなんです。ただ、たとえば踏切道の整備、あるいは立体交差化というものにつきまして、運輸省といたしまして長期の計画を持っておりまして、御案内のとおり本年の三月で踏切道促進法の期限が、時限立法でございまして、切れることになつておるわけでございますが、これをさらに五年間延長をいたしまして国鉄の踏切道の整備、また私鉄の踏切道の整備、立体交差化というものを進めることになつておるのであります。いま交通安全施設等整備事業に関する法律を出し、またこれの関係の予算は建設省、警察庁の関係でやつていただいております。

るわけでありまして、他の部門につきましては、それぞれ予算をさらに御説明を申し上げると、私どもの力を入れておきますような点がおわかりいただけるのじゃないか、こう思つておりますが、ただいまの緊急措置法関係のものは建設省、警察庁が中心でやりただけ、あとはそれぞれのところをやつていただいております。それらを不完全ではあるかもしれないが、総合調整をして推進をいたしていくのが対策本部の仕事であると考えております。そのこと予算等につきまして御質問がございしますれば、御説明を申し上げます。

○鈴木壽君 いままで交通安全防止対策で一番問題として指摘をされておつたことは、政府の各省庁間の各機関の施策がばらばらである。こういうことからせつかくいろいろな投資を行ない、設備の改善をやり、あるいは施設の設置等をやつても、ばらばらであるために効果があらなかつた、こういうことであつたと思つておるわけなんです。ただ、さつき思つただけでなしに、おそらく政府自身もそういうふうな考えられておつたのだらうと思つておる。だからこそ、長期的かつ総合的にこれから対策を立ててやつていくんだと、こういうことであつたのだらうと思つておる。だとしますと、私は今度の交通安全施設等の整備につきまして、もつと各省庁でそれぞれ持つておるそういうことのため施設の改善なりというふうなものごとかで一元化されて——一元化ということばは少し悪いんですが、まとめた形においてですね、もちろん仕事の進める主体はそれぞれの省庁であつてもよろしうございしますけれども、計画全体としてはずちつとまとめた形を立てられなければならぬんじゃないだらうかと、こういうふうな思つておる。あなたが言つたことばは運輸省関係なり踏切道の問題なり、それぞれでやつておるんだと、これは私もそのとおりだと思つておる。しかし、それぞれやつておるんだと、いふことではなかつたのが、いままでの経過なんでございします。今度せつかく

○鈴木壽君 御指摘のとおり、また私が先ほども申し上げまして、ほんとうの意味での緊急対策全体をおおるような長期的な整備計画を樹立することが望ましいという点については、もうお説のとおりでございまして、そういう点で政府の総合調整といふまじやうか、全体的な長期計画といふものが、さきにも申し上げましたように、そこまで至つておらないということ、まあたいへん残念に考えておるわけでございます。ただ問題は、総合調整も必要であると同時に、個々にもいろいろ仕事を推進していかなきやならぬという実情もございします。そこで、計画としましていろいろばらばらのような感じをお持ちになることも事実でございします。また実際問題として、まだばらばらの点が相当残つておるというふうな点については御指摘のとおりと思つておる。今後そういう点については私どももさらに努力を続けていかなきやならぬ、かように考えておるわけでございますが、ただ、私どもの交通安全対策本部の幹事会あるいは対策本部の会合では、それぞれの省庁の交通安全に対してとられるいろいろな施策につきましては、十分な連絡はとつておるわけでございます。ただ残念ながら、いま御指摘のございましたような総合的な長期計画というところまで至つておりませぬ。その点は今後さらに努力をいたさなきやならぬと、かように考えておる次第でございます。

○鈴木壽君 そうですね、今度この法律に基づ

○鈴木壽君 そうですね、今度この法律に基づ

いて三カ年計画を立て、具体的には四十一年度から仕事を進めていくということになります。いまお話を進めていくという問題としてやっぱりい少しく総合的にやっつけていかなきゃいけないとすれば、この緊急措置法による計画の、何ていいますかね、もう一度練り直した、手直ししたものをつくらなければいけないというふうにお考えになってくるのですか。それはそれとして別だ、こういうことなのですか。

○政府委員(細田吉藏君) 今回の緊急措置法並びにこの裏づけになっております予算につきましては、対策本部といたしましていろいろ協議をいたしましてでき上がっているものでございます。したがって、いま直ちにこれを私は先ほど申し上げましたような観点から直さなければならぬというふうには考えておりません。ただ情勢によって、これが三カ年間でいいのかどうかというような問題が、別な角度から起こってくる場合はあり得るかもしれませんが、十分この計画につきましては協議をいたした結果のものでございませぬ。私が先ほど申し上げましたのは、むしろ他の部面におきましていろいろな点で計画的で必ずしもないというふうな点について、さらに考えていかなければならぬ、こういう意味で申し上げた次第でございます。

○鈴木壽君 時間の関係もありますから、あまりこの問題でどうのこうのと行っていられないと思いますが、たださつきも申しましたが、こういう施策というものは、それこそ緊急を要すると、これは政府でも認めていらつしやるように。しかもその緊急性というものは、いま始まったことじゃなくて、何年も前から緊急性を叫ばれてきた問題なんです。そういう点からいうと、今度まあこういうふうな緊急措置ができる、しかしなおかつまだ何と申しますか、不十分な点がある、総合的な計画としての不十分な点がある、こういうふうになるならば、これはやはり早急に考えてもらわなければならぬことじゃないだろうか。このままでいきますと、私は確かに信号機とか道路標識とか

あるいはガードレールとかというものを、しかも一応済むかもしれませぬ。しかし、それは実はいわけば一応のことであつて、ほんとうの意味でのそれじゃないと思うので、ですから、これはやはりいまの法律がまああてはまらぬかというときに、もう一度検討しますということも言えないだろうかと思ひますけれども、これはやはり対策として、法律はともかく、対策として考え直してもらわなければいけないと思ふのであります。それはそれとして、今度の緊急整備計画と私はまあそういうふうな呼びますが、その計画についてはあります。この計画に盛り込まれる事業と、それから建設省関係の道路整備五カ年計画の中で、安全施設等の充実計画があるはずなであります。四兆一千億の五カ年計画の中に、たしか安全施設の充実のための経費が七百数十億入っているはずなであります。それと今度の新しい、いわばさつき言った緊急整備計画の仕事と一体どういう関係になるのか、これを一つ明らかにしてほしいと思ひます。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 道路整備五カ年計画の中で、交通安全施設対策と申しますものは、従来は踏切道等も入れていまお話をしようとして七兆数十億のものを考えておりました。今回御提案申し上げておられます交通安全施設の計画もこれも五カ年計画の中の事業としてやらしていただきたい、かように思つております。そこで、それらを仕分けいたしてみますと、この新しい交通安全施設等整備事業によつて実施いたしますものが、五カ年計画の中で約六百億でございます。それから、これ以外に普通の道路計画、普通の一般道路整備事業の中で、これとは別に合わせてやりますところの交通安全施設事業が約二百八十億ぐらいになるかと思ひます。それから先ほど申しましたように、踏切道は別途また法律ございまして別に整備いたしております。踏切道に関する事業計画が四百三十億ぐらい、これらも、もちろん交通安全

全でございますが、一応仕分けをいたしまして、

踏切道は踏切道改良促進法によつてやるもの、交通安全施設は、いま申しましたように道路整備一般事業としてやるものと、今回御提案しますように交通安全施設等整備事業により緊急措置法によりましてやりますもの、こういうふうな建て方になっております。大体、以上の仕組みになつておるわけでございます。

○鈴木壽君 ちょっと数字のことでお聞きします。いまのお答えの中に、道路整備五カ年計画の中に安全施設の充実等の計画を盛り込んで、その所要経費として、一兆七百三十億程度でございます。この新しい緊急整備対策、この計画のやつは、その七百三十億で見込んであるその安全施設計画のうち大体六百億をこの計画のほうに寄せてくるんです。そういうことですか。そこらはどうなんですか。それからもう一つは、その他の一般道路の整備等において二百八十億という数字をあげられておりましたが、この数字の関係をもう少しおつしやうしていただきたいと思ひます。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 少し説明が不十分でございましたが、七百三十億の中には踏切道が約四百三十億入つております。したがって残りの約三百億、これが交通安全施設でございます。が、実はこの中で道路改良と一緒にやりますものと、それから単独に交通安全施設としてやるものとがございまして、今回、単独で交通安全施設をやるものをそれから抜き出しまして新たに交通安全施設として六百億のものを考えておりました。従来七百三十億の中で考えておりましたものは、踏切道の四百三十億と、それから改良に伴います交通安全施設費用が約二百八十億ぐらいになるかと思ひますが、そういうものがあるか、こういうことでございます。

○鈴木壽君 さて、七百三十億という既定の計画の中の数字の中では、踏切道の改良等のために四百三十億を見込んであると、残り三百億、これのうち、これからの道路改良等によつて当然設置をしなければならないような交通安全施設、その金が二百八十億であると、大体、残り二十億程度でございませぬ。これが今回、二十億程度で考えておつたものを今回の新たな計画のほうでやっつけていくんだと、こういうことでございますか。その点もう少し……。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 従来、三百億の中に考えておりましたものの一部を今回別建てにしまして、それに新たなものを加えて、全体で六百億ぐらいの交通安全施設整備事業というものを考えた、起こしたということでございます。

○鈴木壽君 これはまだそこまでお聞きしておりませんが、建設省の関係の今回これからできる三カ年計画では六百三億という数字が事業費として出ておりますね。そのことをいまおつしやうしてあるんですね。ただ、そのさつきの二百八十億という御説明、あるいは踏切道のことを使う四百三十億を差し引いた三百億というお話の中に、何かちょっと私の理解しかねるような問題がありましては、今度の計画で建設省関係の仕事が、これでは今度の計画で建設省関係の仕事が、これはこれから改良、改築等を行なつていく、もちろんまあ新設もあるかもしれませんが、そういうものを含めて、これからやっつけていく道路について安全施設をつくっていくか、あるいは改良された道路もあるか。既存の道路の、まあその中には未改良の道路もあるでしょうし、あるいは改良された道路についても安全施設の不備なものもあるでございませぬ。それから、そういう既存の道路の安全施設の整備しないものに対して、今回これからの計画によつてその施設をつくっていくのだと、こういうふうなことになるのか、その点はどうか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) この法律の第二条にそのことを書いておられますが、道路の改築に伴つて行なわれます交通安全施設の整備は、ただいまお話をいたしました六百億と私も考えております。事業からははずしておるわけでございます。したがって、道路の新改築に伴つて交通安全施設をやっていくものは、当然それらのほうでやっつけていくというたてまえであり、いまお話しのように、すでに既改良であつてそういう施設の

不備であったもの、あるいは未改良ではあるが非常に危険度の高いもの、交通安全施設を整備しなければならぬもの、そういうものに対する措置として今回緊急に整備しなければならぬということ、この法案を出しておるわけでございます。

○鈴木善君　そうすると、またさっきの数字のところで、ちょっと私わからないところが出てくるのです。安全施設のための踏切を除きますと大体三百億でございますね。それで大体これからの改良、改築をやっていく問題、これに伴ってくる安全施設の整備ですね。これに相当金がかかるんじゃないだろうかと思うのです。そこら辺の仕分けはどうなんでしょうか。既存の問題、既存の道路の、これは未改良のものも入るし、既改良のものも入る。これと、それからいまお聞きしたように、これからまだ、これは三十九年度からですから、もう三年ございませぬ。その間に新しく改良工事なり、改築のそれをずっと進めていかれる。それに当然その付属物としてのいわば、まあ私もここに抜き出して安全施設と言っておるのだが、当然つかなければならぬものがあるから、当然これこそこの三百億の中にどの程度見ておるのか。それを私さっきのお話ではわからなかったものですか。聞いてみたのですが、どうももう一度これは念を押してみなければいけない、こういうこと

です。

○国務大臣(瀬戸山三男君)　ただいままで道路局長がお答えしたこと、いま重ねておっしゃることはおもつともであると思ひます。こういうふうにお考えを願ひたいのです。まあ七百三十億というものをいまの道路計画の四兆一千億の中で見ておりますが、今度六百億余りのものを緊急に整備しようという、これは先ほど御説明申し上げましたように、これから改築をするというふうなことの仕事は別でありまして、先ほど来たお話しになっておきますので改良した分も、自動車がこの程度に来るといふ想定でなくて、やはり交通安全が保たれないという事実、あるいは道路改良が非常に急速に全部済めばいいことではないかと、な

かなか財政等の事情で全部急速にということになりません。したがって未改良地域等において、自動車交通その他のために交通安全がなかなかに保たれない、そういう区域についていろいろ調査をいたしまして、少なくとも三年間で六百億、警察まで入れて六百四十七億程度の想定をいたしておるんですが、そういうところを緊急に早期整備をしておき、交通安全をはからなきゃならぬ、こういう構想であります。したがって、いまの五カ年計画のワケ内と申しますか、七百三十億こういうことでは全然まかなえないのです。そういう計算になっております。そこで私もこれは道路五カ年計画の想定外である、この仕事は、したがって道路五カ年計画は四十二年度からこういうものを含め、さらに高速自動車道その他現在進めております一般道路の整備をもっと促進する、こういう意味で改定を前提にしていこうとお考えしております。画の中では、これはまかなえない、こういう事情にあるということをお願ひしたいと思います。

○鈴木善君　どうもちょっとわからなくなりました。局長のお話は五カ年計画のやつ七百三十億の問題から、その中のやつも今度の計画の中に入るんだと、こういうお話が先ほどあつたかと私聞いたのですが、そういうことを前提に、私、じゃ、このうちの踏み切りを除いた三百億というものを、一体どう計画自体でこれからの道路の改築、改良、新築等に必要となつて安全施設、これのためにどのくらいかかるために、これを一応計画に留保しておかなければならぬので、したがって、今度のこれにぶち込むために、どの程度の金が必要とされおるのか、こういうことを一回にわたってお聞きしたので、そうすると、大臣、まあ五カ年計画の七百三十億は、それはそれで別だ、新しく今度の六百三十億を投入しようとする、これは緊急対策として新しく別ワケでやるのだと、こういうことなんですか。

○国務大臣(瀬戸山三男君)　端的に申し上げます。そういふことであります。ただ、道路財政の運営

は五カ年計画の中でやるといふことになつておりますから、局長がお答えしておりますのは、いま六百億云々ということ、これは改定をしなければ当然まかなえませんが、数字が合はぬわけですから、いまやります仕事は昭和四十一年度、これは百億余り想定して予算を出しておるわけでありませんが、そういうものはやはり五カ年計画の中でまかなうのでございます。結局五カ年計画以外で道路財源は現在まかすつておるから、それを膨張しないと――先ほどの改良の際にも進めていく、これは当然にこれから安全施設を含めた道路改良していくわけでありまして、それはそれで進めていくわけでありませぬ。全然最初に道路計画に入つておらぬ分も、新たに先ほど申し上げたようなところをやるのと、こういうことでございませぬ、ただ五カ年計画で四兆一千万になつておりますが、いまその中で局長は答えておられるわけありますので、結局七百三十億、踏切道を除いて三百億の中でいまはこのほうもやるのでございませぬ。しかし、全体からいって、別に道路計画を資金を改定しなければならぬ、こういうことでございませぬ。

○政府委員(尾之内由起夫君)　三百億の中に、単独でいまつまり既改良道路あるいは未改良道路に對する交通安全施設と考へておりましたものが二、三十億あつたわけでございます。残ります二百七、八十億というものは、私どもは今後いままでもそうでございますが、改築を一緒にやろうとするのであつて、これはこのまま置いてあるわけでありませぬ。ただ従来の三百億の中に、わずかではあります。そういうものがありましたから、今回それを整備して別に取り出して、それでは非常に少のうございませぬから、従来単独事業の中に期待しておつたこういう交通安全施設と一緒にまとめることにしまして、六百億という規模のものを起し、これに対して助成の道を開こうというふうな考えでおりますので、三百億とはそういう関係になつてい

○鈴木善君　いまの点大体わかりました。それが

じや国家公安委員会のほうに、信号機の設置の四カ年計画というのがあると思ひましたね、これは四十四年度からだつたと思ひますが、第二年度が今年四十四年度にびしゃつと入つていつて、こちらのほうの三カ年計画の中に、二年度、三年度、四年度の分がありますけれども、吸収と言つちゃ悪いかもしれませんが、いずれ一体化されて、この四カ年計画が、新たな緊急整備計画、これが完成することによって信号設備の四カ年計画もこれびしゃつと完成すると、こういう計画になつておりますが、この点どうですか。

○政府委員(内海倫君)　お答え申し上げます。四カ年計画の今度の緊急措置によりまして三カ年計画の關係でございませぬけれども、四カ年計画は昭和四十四年度から四十四年間を対象としたしまして、全国で信号機がどのくらい設置する必要があるかということを検討いたしました。約五千基の必要があるとこととで計画を立てたものであります。ところが、今回緊急措置法が制定される予定になつておりました。これに基づき三カ年計画が立てられました。これに基づき三カ年計画が立てられたわけでありませぬけれども、当然この計画は先ほど申し上げました四カ年計画の中に包摂されるものでありませぬけれども、三カ年計画はそれを三年に縮めたものかというのと、そうではなくて、その中に包摂されるものであります。やはり三カ年計画のこの緊急措置の対象道路外の道路もあるわけでございます。また新改築の道路もあるわけでございますから、そういうものを含んでの四カ年計画というものは当然あるわけでございます。いわば四カ年計画の中に三カ年計画は指定道路の分の対象として含まれておる、こういうふうにご理解していただきたいと思います。

○鈴木善君　いまの信号機五千基設置について四カ年計画、第一年度が四十四年度、こととしてございませぬ、そうするとあと三カ年残つておるわけである、その三カ年にそれをやっていくのだが、この緊急措置によつて、いわば緊急措置

のほうで一本になつて吸収されるようなかつこうになるものもあるけれども、しかし、この緊急措置に指定された箇所とか路線とか、こういうものによつては五千基四カ年で考へておつたその場所や指定路線と必ずしも一致しないから、はみ出すと言つちや悪いけれども、依然として計画のある部分は残つていく、別建てでこう進んでいく、こういうふうな聞いたのですが、それでよろしゅうございませうか。

○政府委員(内海倫君) 大体同じ趣旨でございます。したがうして、予算の面でも四十一年度の予算につきましては、いわば三年計画のワク内にあるものとワク外にあるものを一応算定上分けて考へているわけでありませう。

○鈴木壽君 そうすると、あとで警察関係の整備計画四十一年度のやつをお聞きしますが、普通のワクにあるものとワク外のもの、いわゆるワクの中に入つたものだけをこの三カ年計画の第一年度の四十一年度計画の中に入れていいのか、そのワクのないやつも入れてこれもそうなんだと、四十一年度計画なんだと、緊急措置の。こういうふうな計画をしておるのか。その点ひとつ簡単によろしゅうございませうか。

○政府委員(内海倫君) 先ほども申しましたように、四十一年度について申しますと、予算の面におきましては五百機定期信号機で要求しておるわけでございますが、そのうちの四百機分というものは、この緊急措置に基づく計画対象の道路に對するものとして考へておるわけでございます。それ以外の百機の分につきましては、緊急措置の行なわれる道路以外の、すなわち新築される道路あるいは改築される道路、主としてそういうものを対象にして考へておるものでございませう。そういうふうな一応の区分けはいたしております。

○鈴木壽君 警察のほうと建設省のほうで、四十一年度の今度できるこの法案によらなければ最終的には計画としてあるいは出せないかもしらぬけれども、しかし予算措置が一応ありますから、そ

れに基づいて立てた四十一年度の事業量なり経費なりというものが、こういうものがあると思ひますが、それをいま出していただけませうか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 四十一年度は事業費といつたしまして、建設省関係は百億八千八百万、このうち予算関係にいたしまして六十八億四千五百万、地方負担が約十四億と、こういうことになつておるわけでございますが、その具体的な内容につきましては、たゞいま建設省と警察庁のほうで、各地方の道路管理者並びに地方の公安委員会等に基準を示しまして照会中でございます。たとえば歩道でございますと、百十キロぐらいをやるのか、あるいは歩行者横断施設なら二百九十カ所ぐらいやりたいとか、そういう箇所を持つておられますが、それらはいまも御説明申し上げましたように、この法案の成立を待ちまして、なるべく早くそういった地方からの資料をとりました上できめたい。もちろんその場合に、この法律に基づきますところの交通安全施設整備の三カ年計画というのを閣議決定しなければならぬと思ひます。そういうような所要の手續をしました上で、この事業内容、個所等がきまつていくわけでございます。ただいま申し上げられます内容は、先ほど申しましたように、事業費で百億八千八百万、あるいは予算ワクで六十八億四千五百万、こういうふうな数字になるわけでございます。

○政府委員(内海倫君) 国家公安委員会関係について申し上げますと、四十一年度の予算額について申し上げますと、この緊急措置に基づきます三カ年計画の総額は、八億六百四十九万五千円、こういうことになつておりました。御存じのように国は半額補助でございますので、国費の担当いたします面はその半分の四億三百二十万八千円、それと、先ほども申し上げましたように、定周期信号機の四百機、これが二億四千万、歩行者用の信号機が三百八十三機一億六千五百余万、自動感應系統式信号機二セット五千七百余万、横断歩道灯

火式の道路標式、あるいは道路標式補助板道路標式、こういうふうなものがあるか、合せて八億余万円。それで念のために申し上げておきますと、この緊急措置の計画外のものといつたしまして、これも先ほど申し上げましたように、定周期信号機の百機六千万円ほか歩行者用信号機道路標式等入れまして二億九千五百万円、したがうして警察庁の四十一年度に関する安全施設の総予算ということになりますと、十一億五千万七千円、こういうことになつておる。繰り返して申し上げますと、三年計画のものはそのうちの八億六千万円、こういうことになつておる。

○鈴木壽君 これはいまいと申しても、これは無理かもしれませんが、早急に警察庁関係、建設省関係のいまおつしやつたようなことを、これはひとつプリントとして、資料としてお願いしたいと思ひます。これはもちろんさつきお話がありましたように三カ年計画そのものが閣議決定になつておらぬしというふうな問題がありますけれども、しかし予算がもうすでに出ておられますから、それに基づいたあなた方の計画が当然あるべきだと思ひますし、またいまお話があったのでございませうから、それをひとつ早急につくつてお出しただきたいのですが、よろしゅうございませうか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) さつそく用意いたしまして御提出いたします。

○鈴木壽君 それから建設省にお聞きしますが、建設省の防護さくの整備三カ年計画というものがございませうか。これといまの防護さくとの計画と今度の計画はどういう関係でございませうか、今度の計画、新しく緊急措置の中に入つてくるのか、あるいはどつかはみ出すところがあるのか、そこら辺どうですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 防護さくにつきましては、本年度から助成の道を講じておりませうが、もちろん交通安全施設の最も重要な一部でありまして、当然この三カ年計画の中に吸収処理いた

たすわけでありませう。

○鈴木壽君 さつきからのことで、建設省関係三カ年で六百三億、公安委員会関係で四十四億と合せて六百四十七億円の事業計画をいま考へておられるようでありますが、ただこの今回の緊急措置による三カ年間の計画六百四十七億円で、どの程度あなた方が考へる事故防止、事故発生を食い止めることができるのか、こういうことを実は私お聞きしたいのですが、ただその場合に、事故の発生がどうの言うのではありませんに、全国にはこの新しい緊急措置によつて整備される場所以外に、相当なもつと手を入れなければいけない、整備されなければいけない、安全施設をつくらなければいけないところがあるだろうと思ひます。そういう観点から、その全体的な必要性といひますか、こういうものからいつてどの程度になるというふうに見ておられますか。この点どうですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) きわめて大ざっぱな私どもの資料、推計によるものでございませうが、大体この計画を立てる際に私どもが必要と思はれる全体の事業の規模を推計してみたのでございませう。もちろん建設省、警察庁協力して推計してみたのでございませうが、大体千億程度の交通安全施設事業をやりますと、現在考えられておられます、事故が非常に多発しておりますところももちろんございませうが、そのほかに危険と思はれる箇所に対してはかなりの整備ができる、かように考へております。今回、六百億という道路関係の数字を出したのでございませうが、これは確かに緊急を要するものであり、他の残りはいかがかと申し上げますと、これは道路管理者が単独事業として自分で整備すべきもの、あるいは道路の改築に伴ひまして行なわれるもの等を含めまして、大体今後そのくらいやっていけば、いまお話のございました現在の段階において、事故防止という観点からはかなりのものができるのじゃないか、こういう判断に立つておるのでございませう。なお、別の観点から申しますと、この三カ年計画をもうかりに予定どうり実施することができました場

合、警察庁の行ないました交通安全施設整備による交通減少率、そういったものから推計いたしますと、一年間に約交通事故死者の数の約二六％減少できるだろう。もちろん今後相当いろいろ交通情勢の変化はあろうと思いますが、かりにこういう施設をやらないとすればかなりの事故がふえるだろう、こういう対策をやることによりまして全体の死者数の二六％ぐらいに及ぶものが防止できる、非常に顕著な社会開発的效果がある、かように考えておるわけでありませぬ。

○鈴木善君 そうすると、大体この緊急措置の三カ年計画によって、一応事故防止対策としてのそれができるのだ、将来延長なり拡大をしてやるというふうなことはしないだろうというふうな結論になるようでありませぬ、そういうふうな考えでよろしゅうございませぬか。これは将来のことになりますと、いろいろなまた交通条件も変わってくるかも知れませぬし、しかし、現時点であつた方が考へる限りにおいてはどうか、その点

○政府委員(尾之内由紀夫君) ただいま申しましたように、千億の投資をいたしますれば、かなりよくなるということは申し上げられるかと思ひますが、やはりいまお話のように交通情勢というもの、刻々変わつてまいるのでございませぬ。また事故の形態もおそらく私も予想しておるとおりの減少を示さないかも知れませぬ。したがって、三カ年たつた後にどれだけのものがござらに必要になるかというところは、数字的には私ども予測できませんが、先ほど申しましたように、かなり改善されるということだけは言えると思ひます。この緊急三カ年計画というのは、現時点において最も即効的成果を期待するものでございませぬ。当然、引き続き交通安全体制というのについては、もちろん道路計画におきましても考えなければなりませんけれども、即効的措置として、一応この緊急措置法によってかなりの成果があるというように期待しておるわけです。

が、三カ年計画で速急のとりあえずの対策を立てるということになるわけなものでありますが、しかし、私はこれで足りるということはないだろうと思ひます。しかしそれはともかくとして、そこでこの三カ年計画というものがいわば既存の道路、未改良あるいは既改良を含めてそういうものの不備な箇所に対する手当てでございませぬが、建設大臣、これから道路をつくる場合に、こういう場合にか新築も改良、改修等を含めまして、こういうものを考へてつくつていかないと、またぞろ事故が起つたあとで手当てをするのにとどまらぬという問題が絶えず起つてくるのじゃないだろうかと思ひます。いままでの改良された国道でもあるいは主要地方道でも見ますと、こういう安全施設もほとんど考へておりませぬ。だからできてしまつて何年かたつたあとに、そこはこれもいけない、これでは事故が起る。こういうふうなことでこういう手当てをしなければいけないというふうなことが出てくるのです。もともと今度の計画の中に盛り込まれるほどのものは、私は当然道路の付属物として当然道路の改築なり改良なりをやる場合にやつておかなければいけないものが大部分じゃないだろうかと思ひます。特殊な信号とか標識とかいふものは別でございませぬけれども、将来を見通しながら当然事故をなからしめるためにやつておかなければならない道路の一部分だといふに考へなければいけないと思ひますが、そういう観点で、そしてこれからの仕事をやつていかなければいけないと思ひますが、その点建設大臣どういふふうな考へておられますか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 私も鈴木さんと全く同じ考へを持っております。御承知のとおり、日本の道路の整備が非常におくれております、総延長から見まして、そこで過去を振り返つてみますと、何しろ産業経済と申しますか、社会活動が非常に急速に伸びてきたと同時に、自動車台数も急激に伸びてきた。そういうことで道路の延長整備、延長に非常に重点を置いてきたわけでありませぬ。

す。これはまだ満足だとはもちろん申し上げませんが、これはもう道路と一体のものでありませぬから、そういうものを完備したものをできるだけ延長したほうがいいわけでありませぬけれども、なかなか財政等の関係でまず自動車交通を処理するといふ点に重点が置かれてきたところに逆の混乱が起つておる、率直に言つて、これは今後は道路の幅にいたしまして、自動車道の幅にいたしまして、あるいは歩道にいたしまして、これは将来を想定して道路の改築、新築をしなければならぬ、それは当然であります。その点がいま申し上げましたように既改築のところも町の中などは歩道がないところがたくさんあります。したがつて、交通事故が非常に多い。こういう事情は率直に言つて真の意味の道路行政からいふと、私は誤りであつたと率直に考へておるわけでありませぬ。

○鈴木善君 ほかに質問の方があられるようでありますから、もう一つの問題でございませぬかと思ひます。

大臣、基本的なことですが、今回の三カ年計画によつて措置していくやつですね、第一年度のやつ、四十一年度の。先ほどお話がありましたように、建設省関係で百億、それから警察庁関係で八億何がし、こういうことではありますが、それに伴つて地方負担が相当の額になるわけですが、四十一年度の財政計画の中にそれがもう織り込み済みだと思つておるのですが、どこへどういふふうな織り込みでおられるのか。その点をひとつ。

○国務大臣(永山忠則君) 地方財政計画におきましては、単位費用の策定で、警察職員一人につき九十一万一千円を見込んでおりました、そして、警察費のうち安全施設整備費は、警察行政費のうちで投資的経費として積算をいたしております。金額は、総計四百二億三千万円でございます。道路交通標識補助板、ライン用塗料及び道路交通信号機建設費等がこれに入つておるわけでございます。

す。これはまだ満足だとはもちろん申し上げませんが、これはもう道路と一体のものでありませぬから、そういうものを完備したものをできるだけ延長したほうがいいわけでありませぬけれども、なかなか財政等の関係でまず自動車交通を処理するといふ点に重点が置かれてきたところに逆の混乱が起つておる、率直に言つて、これは今後は道路の幅にいたしまして、自動車道の幅にいたしまして、あるいは歩道にいたしまして、これは将来を想定して道路の改築、新築をしなければならぬ、それは当然であります。その点がいま申し上げましたように既改築のところも町の中などは歩道がないところがたくさんあります。したがつて、交通事故が非常に多い。こういう事情は率直に言つて真の意味の道路行政からいふと、私は誤りであつたと率直に考へておるわけでありませぬ。

○鈴木善君 警察のことだけを私聞いておるのじゃございませぬ。端的に言つて、警察関係のことでまず聞きますが、八億六千万円ですか、大体八億とありますから、八億の事業費を見て計画を組んでおりますから、地方負担は大体半額と見ていいわけですね。警察関係のものは四億といふものを織り込んであるのかどうかということが一つ。それから建設省関係のものをどういふふうに見ておられるか。単なる単位費用の中に、安全施設のようなものも入れたのだという程度なのか。これは新たな一つの立場に立つての施策でございませぬから、それに伴つて多く出ていく金なんぞでございますから、従来のような単位費用の中で見たということでは、私はうまくないと思つておる。だからその点どうなつておるのか。

○説明員(佐々木喜久治君) 昭和四十一年度分の交通安全施設関係の算定は、基準財政需要額の計算におきまして、警察費といたしまして一億七千七百万円を見込んでおります。御承知のように、交付税計算におきましては、經常費計算となつておりますので、必要な財源につきましましては、地方交付税並びに地方債によつて措置することに相なると思つておるのです。それから、道路費の関係につきましましては、県分といたしまして、約三十六億、市町村分といたしまして、十三億見込んでおります。したがって、道路関係の交通安全関係につきましましては、地方交付税において全額措置いたすという形になっております。

○鈴木善君 これは、地方交付税の基準財政需要の算定ですから、ことしからそういうふうにしたのですか。従来からも入つておるやつをそのままの数字としていまあげられたのじゃないですか。新たにこういう施設をやるといふことで、算定し直したのですか。その点どうですか。

○説明員(佐々木喜久治君) 交通信号機関係につきましては、昭和四十一年度は標準団体におきま

て二十カ所の施設を見込んでおるわけでござい  
すが、昭和四十一年度の場合には、この個所数を  
三十カ所にふやしまして、現在の交通安全施設の  
増加状況に應じて、単位費用の計算をしてき  
ておるわけでございます。

○鈴木壽君 道路費関係はどうですか。

○説明員(佐々木喜久治君) 道路費関係につきま  
しては、御承知のように、これまで道路五カ年計  
画に計上されました事業費によりまして、単位費  
用の計算をいたしてきたわけでございますが、本  
年度の場合には、特別事業債との関連におきま  
して、単位費用関係におきまして相当計算上変化を  
生じたわけでございますが、この交通安全施設の  
関係につきましては、本年度の今回の法律の施行  
を一応見込みまして、地方交付税の基準財政需要  
額に別ワクを設けてまして、算定したような次第で  
ございます。

○鈴木壽君 ちょっと私心配ですが、それは、こ  
まかいことはあとで別の機会にひとつ明らかにし  
てもらいたいと思いますが、私こういうことを聞  
くのは、今度の三カ年緊急計画によりまして、第  
一年次四十一年度から約百八億円の仕事が  
行なわれるわけなんでしょうが、いまの地方財  
政の状況からいって、私これは非常に心配な点が  
あると思うのです。はたしていまの地方財政の状  
況からいって、地方団体でこういうものの地方負  
担というものを簡単にひねり出せるかというと、  
私は必ずしもそうではないと思う。そういう点か  
ら、私はこういう施策をとるといふのであれば、  
これに沿ったようなやはり一つの地方財政のいろ  
いろな組み立てを考えなければならぬと思うの  
です。安い金ではございません。いまの地方団体  
にとつて、この百八億のうち約五十億近くの金で  
しょう。これはちっぽけな金だといって一笑に付  
していい金ではないのです。それをただ従来もこ  
ういうふうに見ておったからこれでと、こういう  
かっこうでは、私は地方では負担し切れないの  
じゃないだろうか、こういうような心配を持つか  
ら、と、四十一年度では新たな観点で、どうい

ふうに見ておったのかということをお尋ねをした  
のであります。いずれこれは時間もありませんか  
ら、あとでもっと詳しくお尋ねをしたいと思いま  
すが、ただ一つ、警察庁のほうの関係で、信号機  
の設置について、さつきからちよっとお尋ねをし  
たように、五千基の設置について起債を充ててお  
りますね。きつとワク外債でしよう。地方財政計  
画の中に入っておらないのですから。その起債を  
引き当てにしたい、こういう節ですから、起債を引  
き当てにすることもやむを得ないと思いますが、  
ただお聞きしたいのは、その場合に、当然警察庁  
関係でやる場合には、二分の一の補助をする、地  
方が二分の一持つ、こういう形で行なわれてきた  
し、行なわれなければならないと思うが、起債を  
引き当てにした場合に、二分の一のいわゆる地方  
負担分について地方では金がないから起債をもつ  
てそれにかえたのか、あるいは初めから全然国  
からの補助、それなしに全部仕事を起債でやらし  
たのか、その点どうも私心配な点が一つあるもの  
ですから、はつきりお聞きしたいと思えます。

○政府委員(新井裕君) 前段のお答え、後段全部  
あわせて御説明したほうがいいと思うのですけれ  
ども、四十年、四十一年度ちよっと違いまし  
て、本年度はいま鈴木委員のおっしゃいますよ  
うに、補助金の引き当てでなく起債だけでやると  
いうたてまえでやっております。この間もそうい  
うことで御質問がございまして、自治省と相談を  
いたしまして二分の一の国庫補助が出る事業につ  
きまして、その引き当てとして起債を使うこと  
とはよろしいと、こういうことをお答えいたしま  
したのですけれども、なおそれでも純粋に起債だ  
けでやるものも残ります。これはお尋ねの趣旨の  
とおり、本来から言えば望ましい形ではございま  
せんけれども、われわれとしてもどうしても先  
ほど申し上げました四十年以降四カ年間で五千  
基を整備するためには、そういう手段をとらざる  
を得ないということで、自治省と御相談した上で  
やりましたわけでございます。今後そういうことで地  
方財政に迷惑をかけないようにという強い御希望

も、別の機会にもございましたので、今後われわ  
れとしても、その点について十分考えていかなけ  
ればならないと思えますが、どうしても正直に申  
し上げて起債だけでまかなう部分も残るだろ  
うと思えますので、念のために申し上げておきま  
す。

○鈴木壽君 確かめませんが、四十年で五億の起  
債を、ワク外債を担保のほうからの融資でやりま  
したね。で、その金で、私も一度はつきりお聞  
きしようと思えますからね。二分一はあなたの方  
のほうから地方にいくと、残りの二分の一は地方で  
当然持たなければいけない、その対応分を金がな  
いから起債でやったというのですか。それとも二  
分の一はやらぬと、二分の一はやらぬで、一基に  
ついて八十万円でも百万円でもかかるものは全部  
地方で負担をして、いわゆるそれを起債という形  
でやったというのですか。どっちなんですか。

○政府委員(新井裕君) 本年度はいまお尋ねのと  
おり、担保で金を出します起債分は、全部地方の  
負担においてやってもらうということをやつて  
おったわけでございます。

○鈴木壽君 とんでもないことをやっちゃいま  
したね。これは財政当局もそれはあれですか、大  
臣、これは大事な問題ですよ。それは警察庁とし  
ての五千基の設置の四カ年計画、どういいうきさ  
つで、どういう整備計画といったようなことにな  
っていかかわりませんが、いずれそういうこと  
とをやつていくと、とすれば、それに対して当然  
地方に対して設置費の二分の一というものはこれ  
は負担しなければいけない、あるいは超過負担等  
の問題もあるかもしれない、あるいは若干その  
いうものがかりにあつてもいいというわけではあ  
りませんが、一応その問題を抜きにして、とにかく  
二分の一を、七十万円なら七十万円の二分の一  
一、八十万円なら八十万円の二分の一の金を補助  
金として出してやらなければいけませんね。そう  
してあとの残りの二分の一、あるいは多少の超過  
負担分がかりにあつたにしても、そういう残りの  
ものを——しかし自治体ではいま金がないから起

債によつてそれをまかなおうと、こういうことで  
あれば、私はまた考えようもあると思うのです  
が、まるつきり補助金もやらないで、全部やつた  
というように聞きましたが、もしそうだとす  
れば、これはとんでもないことをやっております  
ね。財政当局はそういうこといいいふふうには、  
これは何といひますか、了承といひますか了解と  
いひますか、そういうことをやらしているの  
ですか。どうですか。その点は。

○国務大臣(永山忠則君) 単興事業で起債でやる  
という希望のところには、これを起債許可をいた  
すということでございますので、今年度はできる  
限り起債の補助裏にこれをできるだけ使おうとい  
う方向で指導していきたいというふうにお考  
えてございまして、しかし不交付団体その他経済  
力のあるところは、起債で緊急整備をいたしたい  
というふうなところは、起債でやるというふう  
に考へるのであります。

○鈴木壽君 ちょっと、私の尋ねておることにま  
ともにお答えおられないようではあります、時間  
もありませんけれども、おかしいのですよ。だから、  
四十年度——あなたの方本年度とかなんとか言うけ  
れども、四十年で四十一年度か、そこら辺が  
わからぬ。四十年で五億の起債をしましたね、  
地方で。その金を、起債をどういふふうに使つた  
かということ、端的に言えば、一基かりに百  
万円なら百万円といった場合に、補助金を出さな  
いで——二分の一補助を当然やらなければいけ  
ない、あなたの方が立てた計画に基づいてやるの  
から、これは、当然出さなければいけない。それ  
を出さないで、まるまる地方でいわゆる単興事業  
としてやれ、金がなかったら起債で見てるのだ  
と、こういうことでやつたようですね。その点ひ  
とつ、そのなか、そうでないのか、ひとつはっ  
きりしてください。

○政府委員(内海倫君) 先ほどの長官の答弁いた  
しました点で補充、補充いたしたいと思ひますが、  
昭和四十一年度におきましては、補助金による分  
につきましては、五百基を計上いたしました。それ



は補助金によりまして各県に設置いたしましたわけでございますが、ただ先ほども申しましたように、この四カ年計画をつくるにあたりまして、全国的に見まして約五千基を充実しなければならぬという状況と、またそれにつきまして各都道府県において何とか早く信号機を充実したいという、非常に強い要望があつたわけでございます。そういう強い要望をたてまえて一応算定をいたしたわけでございますが、御存じのように、警察予算におきまして、この信号機以外のいろいろな事件費その他の警察費が増大しておるときでありましたので、一挙に要望する年度計画を予算計上するということも非常に困難であります。他方、人の生命にもかかわる非常に熾烈な要望が各府県から行なわれましたので、まあもし私のことばがたいへん悪いとすればお許しをいただきたいのでございますが、いかにしてその財源を生み出すかという非常に苦心をいたしまして、自治省と相談いたしましたして、損保債——保険会社の資金を原資にする地方債の話し合いました。それで昨年におきまして、昭和四十年におきまして五億円の一応起債として話し合いました。各府県におきまして、この一応起債を認めると、こういふことでございます。その分は先ほど長官が説明いたしましたように、信号機設置費に充てられたものでございまして、それがいまの御質問だらうと思うのでございますが、そういうふうな経緯になっておりますので、長官の答弁補充いたしましたして、私から申し上げます。

○鈴木壽君 それで四十年におきまして五百基は補助金つきの一まあ補助金つきというものは少しかしですが、五百基については補助金が出ていますね。それから四カ年計画の第一年度でございまして、平均的に四カ年で五千基やりましたとすれば二百五十基ですか——かりに千としましよ、これは一つの話を進める順序としてですよ。かりに千基としますと、五百基は補助金つきで地方は二分の一負担で仕事に入るのだが、もう

五百基分については、補助金をつけてやることでございませぬ。しかし地方ではほしいと、ぜひ設置しなければならぬという要望が非常に強い。そこでは、補助金もないから、起債のめんにもそれこそ現金もないから、起債のめんどうを見てやりませよ、金を出さしてやりませよ、こういうことで、ことばは適切であるかどうか知りませんが、いわば単独事業だ。単独事業としてやりましたのであつて、その財源は起債をもってこれに充てた、こういうことでございませぬ、残りのやつは。

○政府委員(新井裕君) 事実関係は、そのとおりでございます。

○鈴木壽君 財政当局と話をしよう、これは大体大臣、あなたこれは国家公安委員長でもあり自治大臣でもある。どうなんですか、これあたりもこういうことでやれやれということになったのですか、これは。

○国務大臣(永山忠則君) 道路を整備し、また事故防止のための諸施設を緊急にやらねばならぬということに対しては、他方の要望をそのまま財政で処置をするという事は、なかなか財政上の事由また緊急度の関係等がございまして、十分な処置はできておりませんが、現在でも県単事業というものは、都道府県道において国の整備がされる場合には、各県の自主性をもって進めておるのでございまして、これと同じように緊急整備の必要な交通安全施設というのに対して、やはり地方の財政力に応じて国家の補助を待たずして早急に施設を整備したいというふうな要望のところに對して、しかも起債でこれを処置していきたいという財政力を持つところにはこれを認める、したがって財政力の弱いほうへできる限り国庫補助の事業を配分していくという、配分等に対する財政力に呼応した考慮をとりながら、やはりオール起債でやることを認めることは、またやむを得ないのではないかとこのように考えるのでございます。

○鈴木壽君 あなた方少しルーズな考え方をしておりますね。何でもとにかく仕事をやればいいのだと、いわゆる単独事業として計画外に地方がかってやるのだったらいいますよ。地方がどうしてもというのでかかってやるのだったら、これは私はそういうこともあり得ると思います。しかしあなた方の計画に基づいて、地方の要望ももちろんあるでしょうが、あなた方の計画として四カ年で整備しようとする、それなんです問題。だから私そういうことじゃいけないと、こう言っているのです。その四カ年計画を立てたそれ以外に、またな地方でここにも必要だ、ここにもほしいといつて幾つもある、それに対して起債をめぐり返して申し上げますが、それなりと思ひますし、やむを得ないことだとも言える。そうじゃないのだ、地方の要望があり、非常に強いが、それはとにかくそれとして、あなた方が四カ年計画として立てて、これをひとつやりませよと、こういうことで、そのワクの中のものを、これは単独事業でございまして、地方が望むんだから地方で全部かぶつて、しかもそれは起債でやれと、これは私はむずかしいんじゃないかと、こう言う。そんなものだったら四カ年計画なんか立てなければいい。もつと縮めて、二千から二千、二千五百から二千五百と縮めて、それに対して補助をやる、あととは別だと、これならいいけれども、あなた方五千基をやるという計画を立て、第一年度はこう千何百やるんだと、こういうふうにして、おつて、それに対していま言ったような措置をとるといふことは、私はどうしても解せないと思ふ。そこでまあ四十一年度はどうなります、やはりそういうふうな方式ですか。計画によれば五百基です、四百基とさらに百基と補助のつくやつがありませぬ。しかしこの四カ年計画でいけば、もう少しなくとも五、六百というものは設置されなければなりません。これはやっぱりすべて起債だと、こういうことなんですか、その点どうですか。

○政府委員(新井裕君) お答えの前に前段についてちょっと補足して申し上げておきたいんです

が、四カ年計画と申しますものは、俗稱でございます。まして、はつきりした四カ年計画というもので閣議で決定されたものでも何でもございませぬ。各府県の計画を徴しましてそれぞれ計算したところが五千基程度になったと、それでそういう見込みでできるだけ整備しようというたいへんルーズな一つの見通しでありまして、計画というほどのものではございません。四十一年度の問題でございますが、四十一年度はこの補助金の補助裏に起債を使うことを認めようじゃないかということ、一応自治省とわれわれのほうは御相談をしておるわけでありますが、そのほかにも余りあるわけでありませぬ。これは財政事情が許せばぜひいまでもおやりたいと思つておりますけれども、これはいろいろ御注文もございませぬので、まだはつきりそこまで固めておりませぬ。

○鈴木壽君 あなた方はもうあれじゃないですか、四十一年度でも五億ないし六億の起債をあて込んで考えているんじゃないですか、とすれば当然私がさつきお聞きしたような四十一年度のようなことを前提に考えているんじゃないかと思ふんです。まだ固まっていなくて、これから検討するということに固まっていなくて、これから検討するということであればいいんですけれども、そうじゃないんです。その点どうですか。

○政府委員(新井裕君) 鈴木委員のおっしゃるとおり、私どもの希望はやりたかつたのでありますけれども、いろいろそういう点で指摘を受けましたので、まず第一段にはいま申しましたように補助裏に起債を使うことを認めてもらおう、こういうことにいたしました。その上につきましては、われわれの希望段階でございまして、どういふふうに進めようか、自治省の計画もございませぬ。ただ正直に申し上げて、われわれの希望はできるだけそういうことをやりたいという希望であることとを申し上げておきます。

○鈴木壽君 あなた方少しルーズな考え方をしておりますね。何でもとにかく仕事をやればいいのだと、いわゆる単独事業として計画外に地方がかってやるのだったらいいますよ。地方がどうしてもというのでかかってやるのだったら、これは私はそういうこともあり得ると思います。しかしあなた方の計画に基づいて、地方の要望ももちろんあるでしょうが、あなた方の計画として四カ年で整備しようとする、それなんです問題。だから私そういうことじゃいけないと、こう言っているのです。その四カ年計画を立てたそれ以外に、またな地方でここにも必要だ、ここにもほしいといつて幾つもある、それに対して起債をめぐり返して申し上げますが、それなりと思ひますし、やむを得ないことだとも言える。そうじゃないのだ、地方の要望があり、非常に強いが、それはとにかくそれとして、あなた方が四カ年計画として立てて、これをひとつやりませよと、こういうことで、そのワクの中のものを、これは単独事業でございまして、地方が望むんだから地方で全部かぶつて、しかもそれは起債でやれと、これは私はむずかしいんじゃないかと、こう言う。そんなものだったら四カ年計画なんか立てなければいい。もつと縮めて、二千から二千、二千五百から二千五百と縮めて、それに対して補助をやる、あととは別だと、これならいいけれども、あなた方五千基をやるという計画を立て、第一年度はこう千何百やるんだと、こういうふうにして、おつて、それに対していま言ったような措置をとるといふことは、私はどうしても解せないと思ふ。そこでまあ四十一年度はどうなります、やはりそういうふうな方式ですか。計画によれば五百基です、四百基とさらに百基と補助のつくやつがありませぬ。しかしこの四カ年計画でいけば、もう少しなくとも五、六百というものは設置されなければなりません。これはやっぱりすべて起債だと、こういうことなんですか、その点どうですか。

○鈴木壽君 今度のあなた方の警察関係の事業費の計画を見ますと、信号機で定周期の信号機、それからそのほかにもいろいろあるわけですが、この裏の地方負担分のそれだつたら五億も六億も金は要りませんよ。かりに定周期信号機三億円あつたつて一億五千万あればいい。そのほかのやつがかりに二億円あつたつてもう一億あればいい。五億も六億も予定しておられるという事は、単独でまたやりたいところはおまえたちやれという式、しかもあなたたちが計画を立てておられる一環としてそういうふうにならざるを得ない。そこを考えていらつしやるんじゃないかと思うんです。しかしこれはあなたがいまこれをどうするかという事を考へるというなら、これはほんとうに真剣に考へておらなければならぬ、直すように考へてもらへ、大臣よろしくございますか。

○国務大臣(永山忠則君) 地方の要望は、起債でもとにかく緊急整備したいという強い要望を持つております。ことに財政力のあるところは、そういう要望が強いのでございすが、やはり国全体の総合計画から見まして、それが緊急度かという事になりまして、どこにおいては、地方の要望するようないふものがあるにございまして、とにかく事故防止のために急いでやりたいという地方財政力のあるところにおいては、あるいは考へておることが必要ではないかというように考へておるのでございすが、十分これらは地方の事情等をかみ合わせまして、また緊急度の施設の内容等々を検討いたして計画を立てたいと存するのでございします。

○鈴木壽君 まあどうも少しちががあかないようですが、依然として警察庁の長官は考へるというふうなことを言うけれども、自治大臣はそうでもない。食い違ひますね。あなたは従来どおりやってもいいとこう言う、地方の要望であるから。しかし、これは私は今度の緊急整備計画の第一年度として、その中にあなた方の四か年で整備しようとする計画を、もっと織り込んでやらなければい

けないと思ふのだよ。そうでなしに、こつちの計画はこつちの計画だ、こつちは今度新たなやつはこれだといつて五百かそこをその中に入れて、そしてやつていこうとするところにそういう問題が出てくる。これは私は政府全体の事故防止対策についての姿勢からくる問題だと思ふのだが、どうでしょう、その人命のためには金を惜しんでならぬというふうなことが、交通基本問題調査会等においても出ていますね。で、あなた方も、よし、やりましようというふうなことなんだが、しかし実際はまだそこまでいってない。特に地方の問題についてはあの調査会の答申の中に、地方財政の現況から、もっとも地方に対して財政的な手当てをしてやらなければいぬというこゝろを、はつきり言つておられるので、そういう答申に基づいてこれからやつていこうとするこの計画の中に、いま言ったような変なものがあるのですよね。おかしと思ふ、これは。

そこで私は、建設大臣のほうにも関係してきませんが、地方負担の問題ですね。今度特例をやる、こゝろいふふうになつておられますが、私はこの地方負担の問題、国の負担の引き上げ、あるいは逆に地方の負担分の軽減と、こゝろいふようなものに對してもつとやらなければ、これは地方のいまの財政状況からしますとね、手詰まりがきますよ。そして、結局はいま言ったように起債とか何とかというこゝろでございまして、こゝろいふふうな点では私、今回の計画という事に対して財政的な措置、特に地方財政に対する考慮というものに、一応たとへば国と地方の負担率を、いままでの法律にあるそれよりもこのようにするな

んといふことを書いてありますけれども、実際はそう目立つたような手厚い考慮のしかたといふものはないと思ふのです。この点いつつこれからの、まあ四十一年度は予算を組んでしまいましたが、これからの問題として四十二年以降の事業の遂行、計画の推進として、こゝろいふ点からいつてぜひひとつ検討してもらわなければいけないと思ふのですが、お考えをひとつお聞かせして

だきたいと思ひます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) ごらんのとおり、今度の法律でもまあ事業の内容によつていろいろな補助率を定めております。これは主として現行道路法の各種道路についての補助率を基準にしてやつておるわけでございます。お話しのとおりに地方財政上の実情からいって、必ずしもこれはうまくいけるかどうかという点に疑点があるかもしれません。実情によつて今後検討してみたいと思つておられます。

○鈴木壽君 総務副長官のほうでどうです、この点について。これは政府としては……

○政府委員(細田吉藏君) この点につきましては、ただいま建設大臣からの御答弁がございまして、たが、私ども、何といたしましても計画の実効があがると、そして、地方財政さなきだに非常に苦しい実情にあるところが多いわけでございます。十分政府全体といたしまして検討をいたしたい、かように存じております。

○鈴木壽君 これでおしまいにします。その点はひとつほんとうに、こゝろの単なる答弁でなしに、私は考へていただかなければ困ると思ふ。

そこで一つ付け加えて注意を喚起したいと思ひますが、そういうふうな補助率を今度かりに上げておられますよ。これは信号機なんか、事業費で一機どのくらいに見ておられます、これは。

○政府委員(内海倫君) 一機六十万円、平均です。

○鈴木壽君 六十万円ですと、こゝろもあるでしょう。しかし六十万円ではとてもじゃないが、できぬといふところもずいぶんあります。私現に足りなくて継ぎ足しをしたといふところを知つています。これはあまりたいした額じゃございませんでしたが、四十一年度になりますと、さらにそういう形が出てくるのじゃないだろうかと思ふ。そういう問題もありませんから、これは警察、建設両大臣のほかに、政府のほうにも申し上げておきますが、補助率がかりに上げられたにしても、なおか

ついま言つたような問題があるのですよ。で、私からすれば、そのような超過負担にならないように、一挙にきれいにやれと、こゝろまあ言いたいのだが、両方あるいはできないかもしれぬけれども、しかし妥協しましょう、妥協しましょうが、いすれにしても地方負担というものについては、やっぱり真剣に検討して、今回とられるたとへば二分の一、国と地方は二分の一負担というふうな、道路法では第七条にありますね。これだけじゃいけませんし、警察の関係も従来どおりの補助率です。特例でも何でも、こゝろ言つていますね。二分の一負担と言つては、特例だつたら、警察のほうにも特例があつてしかるべきだと思ふ。またなければ、さつきも言つたようないろいろな問題がなかなか計画どおりには進まないというこゝろになるわけなんです。どうかひとつこの点、要望をかねて、最後にもう一つ政府の所信をお伺いをして、私これで終わりたいと思ひますから。

○国務大臣(瀬戸山三男君) いまお話のような問題についても、私どもも成案を得るまでには、議論した問題でありますから、今後さらに検討したいと思つております。

○占部秀男君 いま鈴木委員の質問でだいぶ尽きおるのですが、どうも財政的な問題ではつきりしないというよりは、将来地方団体に相当負担がかかる問題が、無理やり押しつけられようというふうな傾向があると私は考へるので、そこで念を入れて法律案の内容について二、三聞いてみたいと思ふのです。第七条で、国の補助の問題が、地方負担の問題が出ていますが、一般国道について、たとへば道路標識、さく、街灯その他政令で定めるものと、これについては二分の一を都道府県または指定市と国が持ち合うと、こゝろいふことになつておるわけですね。そこで指定市以外の指定区間の分については、もちろん都道府県、こゝろいふことになると思ふのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 指定市以外の市道

につきましては、一般の都道府県と同じ負担率でございませう。

○占部秀男君 それからこの中には、横断歩道の橋やその他の問題ですね、それはどういふふうになつておりますか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) この法律の二条の三項のさらに二号でございませう。イとロとありませうのほうは横断歩道の橋、どちらかといひますと道路の構造改築的なもの、ロのほうは標識、さく、街灯その他いわゆる付随的なものでございませう。そこで横断歩道の橋のようなものは二条の三項の初めにいっておりますように、道路の改築に伴つて行なわれますものは、たとえば国道ならば四分の三あるいは都道府県三分の二という普通の補助率、それによつてやる。それからそうでございませう単独としてこれをやる場合には、この法律によつて行ないます。その場合にいふゆる建設大臣が直轄でやっております国道の指定区間につきましては三分の二、それ以外につきましては二分の一、こういうふうな補助率を適用して実施するわけでございます。

○占部秀男君 信号機その他と同じように、今日横断歩道の橋は、もう大都会では常識ですね。これがなければどうにもならぬわけですね。せつかくこういふような三カ年計画をきめたのですから、これに対する補助率をやはり再検討すべきではないかと私は思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) これは道路の改築と一緒に処理しておつたところ、そういうところについて一応の道路の改築が済んでおるところがございませう。そういうところのこの法律によつて別途いふ言ひましたように三分の二または二分の一でやりますが、これから改築いたしますところにつきましては、極力道路の改良事業と一緒にやるということで、横断歩道橋を含めたものもろちん改良事業であるといふふうにいひましたし、できるだけ改築事業として取り上げる。その

場合には道路の補助率は国道の場合は四分の三、それから道府県道の場合は三分の二ということになるわけでございますが、これは他のいろいろ事業との関連がございませう、私も現在のことであるといふ、かように判断いたしましたして、財政当局とも検討の結果、かような補助率を御提案申し上げておるわけでございます。

○占部秀男君 それから第七條の三項に、一般国道以外の都道府県及び市町村道の場合が出ておるわけですね。これはもろちん指定区間になるだろと思つておるのですが、そういう意味合いですか、これは。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 交通安全施設等この事業をやります場合には、それを必要とする道路を指定いたします。したがって、指定された道路についてこの事業は実施されるわけでございます。この第七條三項でいひます道路管理者が都道府県道あるいは市町村道に行ないます。こういう事業、そういう事業を実施する必要な箇所を、まずこの法律によりまして道路を指定いたしましたして、その指定されたものについていろいろの交通安全施設、ガードレール、横断歩道橋から何でもやろう、こういう仕組みになっております。

○占部秀男君 それじゃ、同じ指定区間でも、一般国道の場合あるいは指定区間外の一般国道の場合と、それから都道府県道及び市町村道の場合には違つておるところが一つあるわけですね、国の補助その他の問題で、というの、この三には「予算の範囲内において」と書かれておるわけですね。予算の範囲内において、これはどういう意味になりますか。私たちがちょっと心配するところは一般国道の場合には二分の一を、超過負担の問題がございませうけれども、それは別に、出すけれども、府県道あるいは市町村道の場合には、金がないから出せない場合には、これ以下で金もろちん切り下げていくのだという考え方が、この中に盛られておるのじゃないかと心配するわけなんです。

す。地方財政はいま非常に悪いわけですから心配するのですが、その点はどういふ考え方を持っておられるのですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 七條の一、二項はこれは国の負担でございませう、補助もございませう。負担といふことになつておる。負担の場合には、「二分の一を負担する」といふ書き方になつておる。三項の場合には、これは地方公共団体に對しての補助でございませう。これは普通、法律の慣例といひまして、予算の範囲内において二分の一と、このいふふうにするのが通例のようでございます。実際にはもろちんこの補助率を予算の範囲内で二分の一と書いてございませう。これは現実にはございませう。これは政令で明らかにしようと思つておる。

○占部秀男君 そこで第三條に移るわけですが、これも「交通安全施設等整備事業を実施すべき道路の指定」といふことで、指定をする場合には、当該道路の道路管理者の意見を聞かなければならぬと、こういうことになつておる。この意見を聞く中には、やはり当該道路管理者の所属する地方団体の財政事情といふものも、もろちんその中に入つておると思つておる。かりにいま一般国道の場合については別にしても、先ほど私が申しました都道府県道及び市町村道についての指定の場合に、いま言った二分の一という補助をつけるというのを前提として意見が聞かれると、指定の意見を聞くときにこういうことになると思ふのですが、そういうことになりませうか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 当然、この法律に従つて実施するわけでございますから、その道路管理者は、自分が実施したいところ、こういう期待のもとに出されるわけと思ひますが、現実にはその各道路管理者が非常にたくさんやつてもらいたい、こういう希望が出てくるかと思ひますが、それが実際問題としてその県の財政事情に耐えるかどうかという問題は、もろちん判断はあろうか

と思ひますが、ただ道路全体として見ますと、交通安全事業は百億と申しますが、全体の補助額からすればまだパーセントとしてはその財政事情を左右するほど大きな比重を占めておらぬかと思ひます。ただ、大都市等非常に大規模にやる場合には、もろちんそういう考慮のもとに行なわれると思ひますが、大体私どもが試算いたしております全国で四十一年度百億といふようなものを考へておりますが、その中のかんりのものは、国の直轄事業のものでございませう。それからまたその残りは、地方の補助事業でございませう、そういう点からしまして、当然この法律に基づきます補助を期待し、必要なものを各都道府県知事は要望してくる、かように考へておる。ただいまそういう点について、十分具体的調整中でございます。

○占部秀男君 その場合に、要望が多いことは、われわれもよくわかつておるのです。問題は、三カ年計画が遂行する一定量といふものがあるわけですね。この一定量の範囲内においてする仕事といふものは、これはもろちん二分の一の補助をきつちり出してもらわなければならぬ。一定量以外のものをよけいやりという場合には、これはまたいろいろ別な問題があるでしようけれども、少なくとも一定量だけは、やはりそういう形をとつてもらわなければならぬのだが、どうも従来この種の国の計画の施行といふことになると、その一定量の中で財政的な幅の問題があつて、一定量の中でやはり地方負担の割合をよけいにするような形をとらうとする、たとえば三カ年計画にするような例はないでしようが緊急にするのだ、短縮するのだといふような意味合いで、そういうような押しつけ——押しつけと言つちやことばはおかしいけれども、地方団体のほうから言われれば押しつけ的な形が行なわれる場合があるのです。今回の場合はそういうことは絶対ない、こういうふうな点で安心していいわけでありませう。これは大臣のほうにはつきりひとつお伺ひしておきたいと思ひます。

○国務大臣(瀬戸山三男君) もちろん意見を聞いて計画いたしましたもので、国の補助率を乱すというようなことは考えておりません。

○占部秀男君 それから公安委員会や道路管理者がつくる整備事業の三カ年計画ですね、これはこの法律の計画に即して三カ年分を一度につくるのですか。それともその年ごとに一応出していく形になりますか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) これは、私どもで他のいろいろな長期計画がございます。大体それにならつておるつもりでございます。三カ年の間におきます全体事業の目標と、それから事業の量それをきめておると思ひます。したがって、年次ごとの計画は立てないという従来の慣例になつております。

○占部秀男君 けつこうです。

○原田立君 いろいろ鈴木委員やあるいは占部委員等から御質問がありまして大要を得ているわけでありまして、私は二、三お尋ねしたいと思つては、今回の法律の中で指定区間内外及び都道府県道、市町村道のおおの二分の一の補助、そういう率になつておりますけれども、これは従来から見れば上回つておるんじゃないか、そういうふうに感ずるのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 先ほども申し上げましたが、この法律の第二条の三項についております、今回行ないます交通安全施設等整備事業イ、ロの区分によつて違つておりますが、現行制度と比べますと、大体ロに相当するものは、現行制度では補助の制度がございません。今年度並びに昨年度若干予算措置によつて標識並びにガードレールをやりました。これは四分の一というところで、ごく例外的に道路法に基づかない予算の補助をいたしております。規模はきわめて僅少でございます。したがって、ほとんど付属物には補助しないというたてまえになつております。今回のこの法律では、新たにそういうものに対しては補助をするということで、二分の一の補助率が全面的に認められたわけでございます。ただ先ほ

ど申しましたように、従来改築事業と一緒にやっておりますものは、改築事業と同じ負担率でございますが、国道の場合は四分の三、都道府県道の場合は三分の二でございます。そういうものは従前どおりやりますが、そうでない、すでに改築が終わつたもの、あるいは未改築ではあるがやらなければならぬものにつきましては、それぞれ二分の一あるいは国道の指定区間の場合には三分の二の補助ができるというように新たに道を開いたものであります。若干従来の制度になつたものと、それから従来からの制度でもございましたが、負担の区分がいろいろまちまちでございましたものを今回整理し、新たに助成の道を開いたというところに、七条関係の新しい特徴があるかと思ひます。

○原田立君 いまの説明の中にもありましたけれども、新設以外のところに今回また安全施設について補助対象になつた。ところが、これが四分の三から三分の二に直轄事業の場合減少しております。補助事業の場合は四分の一から二分の一に上がつておりますけれども、従来交通事故というものは多発してきておりますし、本来から言へば、こういう国からの補助というものはもつと手厚くしてやらなければいけない、横断歩道橋、地下道歩道にしても、今後どんどんつくつていかなければならない。そのときに、一部においては確かに上げて、またある全体の部分においては補助の額が低くなるということは、はなはだ好ましくないんじゃないか、こういうふうにお思ひので

○政府委員(尾之内由紀夫君) 従前やっております改築事業と一緒にやるものは従前どおりやりますから、実際には下がつたという場合には、従前やつてなかつたところに対する、むしろ補助の考え方がそこにやるとすれば四分の三でやれたのであるが、実際やつていなかったというところが多いかと思ひます。そういうところに対して三分の二、したがって十二分の一の減があるのでございます。これは私どもが計画しております事業

量からいたしますれば、金額的には僅少でございます。大部分がやはり従来助成の道がなかつたものを助成することによつて負担を軽くしたということが多くなつております。したがって、全体として見ますと、都道府県に対しては、かなりやはり負担を緩和しておるこういうようなことになつておるかと思ひます。

○原田立君 ちょっと角度を変えまして、警察のほうにお伺いしたいと思います。信号機を数多くつくつてくれ、安全施設をつくつてくれという要望は非常に多い。これは先ほどからあなた方の言われているとおり私もそう理解している。しかし実際にお金がない。そのため地元住民の税外負担によつてつくつたものもかなりある。これは法治国家として、税金を払っているたてまえからしてはなほだおかしいんじゃないか。これは即刻改めなければならぬ。税外負担等のもはなくして、もつと国からそういうふうにかつたした施策を講じていかなければならない、こういうふうにお思ひますが、先ほど大臣及び警察庁長官のお話によると、そういうこともあり得るのだ、しょうがないのだという意味の御発言があつたと思ひますが、この考え方は根本的から改めなければならぬんじゃないか、こういうふうにお思ひますが、この点いかがですか。

○政府委員(新井裕君) 先ほど私が申し上げたのは、ことばが足りなかつたかもしれませんが、鈴木委員が、起債で補助金なしでやるのはおかしいという御意見でありましたが、私も実際の必要上はそういうものをせひお願いしたいと思つて研究しているということを申し上げたのであります。全然そういう公費を出さないで、まるまる寄付でやるのがあたりまえだという趣旨で答へ申し上げたわけじゃないのでございます。御趣旨のようによつて、いままで地元の寄付ということでやられておつたのが若干あつたわけでありまして、どうか、われわれの方針としても、なるべくそういうものはなくすようにということで強く指導してまいりましたし、これからはそういうふう

てまいりたいと思つております。○原田立君 若干あつたというふうなお話でありませうけれども、これは若干ではない。しかしながら、私これは数字的にお見せできないのが残念でございますが、教多く聞く話でございます。いま長官はこれからそういうことがないように下部に徹底していきたいということのようでありませうから、その方針をしっかりと下部にも徹底していただきたいと思ひます。

それから道路の交通安全等については、警察のほうで全面的にやつておられるわけですが、都道府県、市町村の各自自治体においても担当の係官を出して、そして警察と常時緊密な連絡をとる、あるいは大局的な見地から意見を述べ、そういうふうなきめのこまかい施策というものをやるべきではないかと思ひますが、この点自治大臣いかがですか。

○国務大臣(永山忠則君) 現在におきまして、各市町村及び県におきまして、建設関係の者が十分警察当局その他の関係者と連絡をとつて事故多発地帯をよく調査をして、これが整備に努力をいたしておるのでありますが、しかしお説のように、まだ不十分であると考へるのであります。きめのこまかい、そしてもつと総合的にこれが対策を真剣にやる必要があるというふうにお考へておりますので、さらにそういう方面の指導に力を入れたいと思ひます。

○原田立君 御答弁了解するのですが、やはり交通事故、先ほどの副長官の説明によつても明らかですが、ここにも政府の出している「政府の窓」——ほんとうに急増しております交通事故を、これをなくしていくために強力な措置というのは当然必要であります。道路なんかでも小さな穴があいている、小さな穴のうちに手を打てば、大きな事故はなくなつていくと思ひます。どうかきめのこまかい手段、施策等を十分にやつていただきたい。それから、衆議院の段階でもいろいろと議論されておりましたようですが、建設大臣にお伺いし

たいのですが、道路をつくっていくときに、根本問題として、交通安全施設も当然含めて道路建設というものはなされなければならないのじゃないか。これがはっきりすれば、あとの交通安全施設等は、改修、修築、そういうふうなことで十分補われていくと思うんですが、その点、基本的に、いかがですか。

○国務大臣(瀬戸山三男君) 先ほど鈴木委員からお話のときも、同じように考えますと申し上げておるわけでありまして、確かにいまおっしゃるとおりには、防護さくあるいは歩道等はあまり重きを置かないで、まあ自動車を通れるように早く適当な幅をとり、舗装しよう、こういうやり方でありましたけれども、このくらい自動車が増えますと、全く今日振り返ってみますれば、安全施設をあとからしなければならぬ、こういう事情が起こるわけでありまして。結局将来の見通しと申しますか、それが足りなかつた一面は、さつきも申し上げましたが、非常に交通事情が悪いものですから、早く道路の延長を延ばそう、こういうところに重点が置かれたという面もございませうけれども、今後はやはりこういう轍を踏まないようにして、道路の構造までも入れた道路をつくっていくということは、当然であると思っております。

○原田立君 それで私不審に思うのは、しろうとのな考えと思うんですが、信号機四カ年計画が三つまである、あるいはまた防護さくの三カ年計画もできておる、道路五カ年計画もできておる、今回また交通安全施設緊急三カ年計画、こういうふうな何か目の前がくるくるまわるように対策が立てられておるわけなんです、まあ自動車産業が非常に繁盛してきて、非常に自動車の台数がふえていく、そういうことから見れば、やはり国の当局としても、五年先、十年先ぐらいの見通しはちゃんとつけてやらなければいけないんじゃないか、こう思うんですが、目先がくるくる変わる、そういう施策では根本的にまずい、こう私は御意見を

申し上げるわけなんです。それで、今回の交通安全施設三カ年計画、これによってたして、それで十分と言わなくても、きちんとしたところまでいけるのかどうか、あるいは三年先の時点になつたらば、また新しいのをつくってやらなければいけないというものかどうか、その点いかがですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) 先ほど申し上げましたが、大体ここに載っております私どもが考へております三カ年の全体の六百億程度の事業、そのほかに道路の新築に伴いますところの事業、それからもちろん各都道府県が単独に行ないますものもあろうかと思ひますが、そういうものを整備しますと、おそらく見違えるほど、こういう施設については手が打たれたことになろうと思ひます。それによつて相当の効果が期待されることを私どもは念願しておりますし、計画しております。まあこの事業をやりました結果をひとつごらんで、またごらんいただきまして、なおかつその時点におきまして、もっと別な観点から安全施設をやらなければならぬ事態が起きたらば、それについても、もちろん政府も考えなければなりませんけれども、これによつてかなりのものが期待できることだけは、私どもは十分予想しておるわけでございます。

○原田立君 今回の六百四十七億の中で、建設省分が六百三億である、警察庁関係が四十四億である、約八割でありますけれども、これは何か積算の基礎等はおありなんですか。

○政府委員(内海倫君) 警察庁のほうから先に申し上げますが、建設省と警察庁と昨年検討いたしました、全国の特定の個所にモデル路線を設けまして、その安全施設の整備を行なつたわけでありまして、その際に、安全施設の警察負担分の比率を見てみますと、大体いま仰せのような八割程度が、警察の持つべき安全施設の費用の負担比率のように見受けられましたので、それらを十分に検討いたしましたので、大体建設省の費用の八割程度を警察側の安全施設の費用として見込む、こういうふうなことで原則を立てたわけでございます。

○原田立君 その八割程度という、その程度ということばに、かなり抵抗を感ずるわけでございますが、三月二十八日の「交通安全施設整備備について」の資料」という表の中に、当局のほうの回答だろろうと思うのですが、「道路構造の欠陥に基づく事故の統計」これについては「道路構造の欠陥に基づく交通事故について、それが発生した具体的な場所と関係なく抽象的に件数のみを集計して、事故防止対策の資料としての活用度には乏しいので、警察庁の全国統計は作成していない。」というふうなことなんですけれども、全国統計は作成できていない。要するに事故原因のところの把握が十分できていない。そういうところで八割あるいは四十四億という算定はおかしいのではないかと、こう思うのです。

○政府委員(内海倫君) そこに申し上げてあります資料の中に、いまおっしゃられたようなこととが書いてあるのをごさいますけれども、道路の諸条件というものが、交通事故の原因に、どの程度になつておるかという問題は、これはもう非常に個々の具体的な場所、そこにおける交通事故の発生形態というものを、非常に個別的な形で分析をしていって初めて意味があり、かつまたそういうふうなことで、それが原因になつておるかどうかということも明らかになるわけでありませうけれども、ただ、そういうふうにして分析されて出てきたものを全国集めて集計をいたしましたも、いわば非常に個々別々の条件のもとで、しかも個々別々の姿の事故が発生しているという状態でございますので、全国統計という形でこれを集計していくというものは、必ずしも非常に大きな活用度があるとは考えられないという意味合ひで、そういうふうな書きまされたのであります。実際の都道府県におきましては、そういう分析はかなりきびしく行なつておられますし、また、現在各県とも、事故が起きる前に、こういう個所の照明が足りない、あるいはこういう個所に横断歩道橋を設ければ事故が防げる、あるいは、こういう場所には歩道がないために非常に事故が多発するおそれ

があるからというふうな検討は、それぞれ実施いたしておるわけでありまして。たとえば、私のごく最近まで任務についておりました愛知県の例で言へば、今年度の調査によりまして百七十八カ所というものがそういうふうな必要がある。これはいづれも具体的に示しておるわけでございます。そういう点で、全国的な数字を集めても、直ちに役に立ち得る数字にはなつてこないという意味で、書いたわけでありまして。その他交通事故の原因をいろいろ見まして、そしてそれにどういふ対策が必要かというふうな形の、いろいろな意味合ひの統計は——統計といひますか資料は、私どもは常に持つて臨んでおるわけでございます。

○原田立君 同じく資料の中に、事故の原因として横断歩道外横断中の事故が千七百五十四件、一四・七%ですか、これはやはり歩行しておるほうのところ表2の中には見通し不良七千四百三十四件、約一〇%、すべりやすさ四千八百八十四件、五・四%、この件については、人間が悪いわけではなく、やはり安全施設の設備不良だらうと思つて、今度の三カ年計画の中にももちろん重点的にまず第一にやられることだらうと思ひますけれども、その点いかがですか。

○政府委員(尾之内由紀夫君) たとえばいまお話しの見通し不良とかすべりやすさ、こういうこともいつかと思ひます、本格的には道路の改築事業を伴うかと思ひますが、さしあたりそういう危険な個所に対して、安全防護のために標識で指導するといふようなことが第一義的にあるかと思ひます。かなり道路標識に期待しておるものが多いございまして、昭和四十一年、つまり最初の初年度におきまして、道路標識につきまして建設省関係で約二万本くらいのもをそういう観点から用意しようか、かように考えておられます。しかし特に見通しが非常に悪くてどうしても標識では解決できない、何かそこに局部的な改良を要するといふものは、道路の一般的な特殊改良として、局部改

良をやるか、あるいはその交通安全対策事業の中にもそういう局部的な改築を見ております。どちらかですらうところは修理されると思っております。大体こういう場所は道路構造上不備なところであることわかっておりますので、そういうところに対して優先的に処置するということが臨みたいと、かように考えております。

○原田立君 これでは終わりにしたいと思っておりますが、予算は年々きめられることありますから、いたし方がないとしても、事故は毎日毎日発生しているわけでありまして、一番早く手をつけられたところは、それだけ早く事故が解消するだろうと思っておりますが、一番遅いところの三年後の一番遅いところに当たったところはこれはいへんな話だと思っております。それで、従来計画しているその定期の信号機一つの費用が六十万円くらいというふうになっていて、もっと安く——道路のまん中等にやると二十万から二十万くらいでできるそうでありまして、そういう信号機をつくって、早急に施設を施していつてむしる事故を防いでいく、こういうことは緊急要務ではないかと思っておりますが、その点いかがですか。

○政府委員(内海倫君) 御承知のように信号機につきましましてはいろいろな種類がありますし、また現在専門家がいろいろな形で研究、開発いたしておりますので、必ずしも一基六十万円という単位でない、もっと安いものも設置できると思っておりますし、現にそういうものも、できておるものもござりますので、御意見のようにそういうものも十分取り入れまして、要は交通安全の目的が達するよう十分に活用してまいりたいと考えております。

○鈴木壽君 ちょっと資料のこと……さつきお願いしました資料についてですが、事業の費目、事業費、事業費、さらにその事業費の内訳をひとつ——国の負担額がどのくらい、地方負担がどのくらい、そして負担割合のはっきりきまつたものに対してはたとえ何分の一を国、地方が

何分の一持つと、こういうふうなふうになつていただきたいと思います。それから警察庁のほう——直接には警察庁のほうだと思っておりますが、いまの原田さんからお話がありました、事故原因、事故分析なんかを見ますと、いまつくつておられる、それはそれなりの一つの意味はありますけれども、じゃ事故対策、事故防止対策を、一体その事故のいろいろの分析したものでかどう結びつけて考えていくかということについては、これはいまのあなた方が発表なさつておる資料からするとほとんど出てこない。出てくるのは人対車その関係だけですね、ほとんど。ところが、事故は人対車あるいは車対車もありますが、大まかにそういうことだけではこれはないので、私やっぱり場所、日時、天候、そういうふうな状況の中でどう起こつたか、こういうふうなことでいいかないと、私対策を立てるための統計なり資料にはならぬと思つておられる。それから、あなた方は状況分析をやつておられるでしょうが、さつきもそういうお話がありましたからおられるでしょうが、これかひとつむしる重点をそつちのほうへ向けた事故分析なり事故原因の追及なり、これをやつてもらわれないと、せつかくのそれが生きてこないということになるのじゃないかと思つておられます。

そこは信号機があるのかないのかあるいは道路幅がどうなのか、こういうのがわからなければ、ただ運転者に気をつけて曲がれとか気をつけて出ていけというだけで、いわゆる事故防止をやる場合の対策としては私は不十分だと思つて、これは一例でございますが、そうして、そういうものがないと今度の安全施設の緊急対策というものも、私はほんとうにできてこないと思つておられます。ただ事故が多発する地点だからといって、やれ信号機だとかガードレールだとか、そんなことだけで済まないと思つておられますから、ひとつ今後の統計のとり方としてわれわれに示してもらつたためには、いま言つたようなことを含めてのひとつ事故分析

であつてほしいと思つておられる。もちろんこれはいろいろケースが違いますが、全部一律にトータルをとつていくというふうなことは、もちろんできないと思つておられますけれども、顕著な幾つかの事例についてやっぱりそういうふうなことをしていただかないと、われわれもいろいろな統計から一体どうして事故対策、事故防止対策をするのかということも直ちに浮かばないと思つておられます。専門のあなた方は、内部でそういう仕事をやつておられるかもしれないし、それに基ついていろいろなこともやつておられると思つておられますが、ひとつ今後の事故統計のあり方について御要望を申し上げておきたいと思つておられます。したがって、今度四十一年からやるといつてあなた方いろいろ様式を多少従来のやつと変えておられますね。あれを見ても、私いま言つたことからはまだまだ足りないのですね、足りないと思つておられます。ですから、もつと、いま言つた、私の言つた状況の中で一体どういふふうな事故でどうなつたのかというふうなことを織り込んだものを、ぜひつくつていただきたいということとを、ひとつ要望を申し上げたいと思つておられます。

○委員(中村順造君) 他に御質疑はございませぬか。質疑もないようでございますから、本連合審査会はこれにて終了することに御意議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(中村順造君) 御異議ないと認めます。よつて連合審査会は終了することと決定いたしました。

これにて散会いたします。

午後一時三十分散会



昭和四十一年四月八日印刷

昭和四十一年四月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局